

吹田民主商工会

いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

経済産業省

月次(げつじ)支援金の相談について

要件・支給金額

支給される金額は1か月ごとに個人事業者は10万円、法人事業者は20万円です。

要件は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の影響により、売上が前年もしくは前々年と比較して50%以上減少していることが条件です。比較する売上は青色申告もしくは法人の場合は前年・前々年の同月の売上と、それ以外(個人事業者の白色申告など)の場合は年間売上の月平均です。ただし休業などが要請されている飲食店や大型商業施設のテナントなど自治体から協力の支給対象となっていない場合は対象から外れます。

申請期間

2か月です。(6月分であれば申請期限が8月31日) 4・5月分の申請期間は8月15日です。既に終了しています。申請には事前確認など手続きが煩雑ですので、お早めに相談してください。

事前確認

一時支援金と同じく登録確認機関(金融機関・専門家・所属団体)による事前確認の手続きが必要です。残念ですが民商では事前確認の認証はできません。与信取引がある金融機関などがあればよいのですが、ない場合は支援金事務局も登録確認機関を設置しています。インターネット会議アプリのZoomを使って手続きをします。Zoomの使い方が分からない場合は民商でお手伝いできます。ご相談ください。なおこの事前確認は不備ループなどの問題がなければ、一度きりで大丈夫です。

申請に取引先の入力情報

前々年・前年・今年3年分の申請対象月に取引していた売上先・仕入先・外注先等のうち2件の名称、所在地、電話番号を入力する必要があります。取引金額は必要ありません。取引先が法人の場合は13桁の法人番号が必要です。(番号を入力すれば電話番号以外は自動で入力されます)民商の集計表など使ってわかるようにまとめてください。

申請に必要な書類

持続化給付金とほぼ同じ書類が必要です。直近2年分の確定申告書(令和1年分と2年分)、運転免許証等の本人確認書類、通帳(表紙と1・2ページ目)、今年の対象月の売上台帳、月次支援金事務局様式の宣誓・同意書が必要です。また個人事業者の青色申告の場合は青色決算書、法人事業者の場合は事業概況説明書が必要となります。個人事業の白色申告で申告書に売上記載を省略している場合は民商までご相談ください。

第7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金

申請受付が始まりました。審査の都合によりオンライン申請が推奨されていますが、郵送申請も可能です。(詳細は裏面のパンフレット参照) 申請書が必要な方には民商事務所で準備していますのでお越しください。対象期間が8月31日までとされていますが、期間満了を待たずに予定でも申請することができます。

- (申請期間) 8月16日(月)～9月27日(月)
 - (対象期間) 6月21日(月)～8月31日(火) へ2日間
 - ①6月21日(月)～7月11日(日) へ2日間、(まん延防止等重点措置期間 カラオケ使用施設の休業要請 飲食店等の酒類提供はゴールドステッカー認証施設で1グループ2名までの期間)
 - ②7月12日(月)～8月1日(日) へ21日間、(まん延防止等重点措置期間 カラオケ使用施設の休業要請 飲食店等の酒類提供はゴールドステッカー認証施設で1グループ4名までの期間)
 - ③8月2日(月)～8月31日(火) へ30日間(緊急事態宣言期間 酒類提供・カラオケ使用施設の休業要請)
- の各期間のみの申請も可能です。

【再掲】全商連共済会コロナ感染による見舞金について

大阪でも再び新型コロナウイルスの感染が拡大しています。緊急事態宣言が発令されていますが治まる気配がありません。民商の会内でも「発熱があったのでPCR検査を受けることになった」(飲食店)「家族の感染が分かって濃厚接触者として自宅待機とPCR検査が必要になった」などのご連絡を受けています。万が一感染等があった場合、全商連共済会の加入されている方は、入院見舞金・安静加療見舞金が請求できますのでご連絡ください。

【入院見舞金・安静加療見舞金の対象について】

・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金(および入院休業見舞金)・安静加療見舞金の対象となりません。

・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

(入院見舞金および入院休業見舞金)

3日以上入院した際に請求できます。1日当たり入院見舞金1500円と入院休業見舞金1500円で計3000円が給付されます。

(安静加療見舞金)

医師から指示により療養のため2週間以上安静にしていたことで年一回に限り5000円が給付されます。

【請求書に添付する書類について】

- ・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合には、それらの書類の提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅待機を口頭で伝えられた場合は、そのことを役員が確認し、別紙(役員による確認書)に必要な事項を記入して提出してください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！